



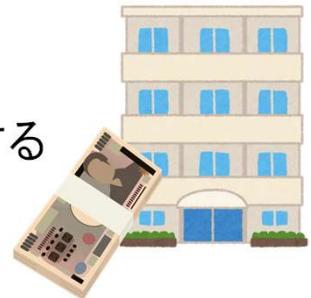
最初が肝心！新入居者の賃料入金チェック！

大学や専門学校の新年度が始まり、3月下旬にご入居された入居者様は、最初の賃料支払い時期になりました。

不慣れな状況にバタバタしてしまい、契約時に説明を受けていても、賃料の支払いをすっかり忘れてしまう入居者様がおられます。しかし、オーナー様にとっては、入居が決まっても賃料が入らない限りは、収入になりません。賃料未納者への対応は、最初の対応が肝心です。初期対応を怠ると、「賃料支払い遅れの常習化」や「賃料滞納の慢性化」を起こす場合があります、深刻化してしまうケースがございます。このような状態に陥らないためにも、特に新入居者の賃料入金チェックをしっかりと行うようにいたしましょう。

【賃料入金チェックの注意点】

- ① 毎月月初に賃料の入金状況を確認する
- ② 1日でも過ぎたら遠慮せず、入居者に通知する
- ③ 状況により連帯保証人にも通知する
- ④ いつ、どのような対応をしたか記録を残す



弊社と管理業務委託契約をご締結いただいているオーナー様につきましては、4年前より家賃保証サービス提供会社による集金代行の導入をご提案しており、当初から切替を実施いただき、全室で切替が完了した物件のオーナー様は、上記のような心配はなく、毎月25日に確実に入金が完了いたします。

ただし、集金代行の導入前や未導入の入居者様が残っている物件につきましては、完全に切り替えが完了するまでは、注意が必要です。

必ず月初に賃料入金状況を確認していただき、未納などがあった場合は毎月10日までに弊社へご報告をいただきますよう、お願いいたします。